

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営中山間地域総合整備事業まんのう地区（ほ場整備事業）田淵・後山・五毛地区）計画を令和6年12月2日に変更した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和6年12月18日から令和7年1月7日まで縦覧に供する。

令和6年12月13日

香川県知事 池 田 豊 人